ぽけっと

大津市消費生活センターだより

大津市消費生活センターの電話番号
TEL　528-2662

相談時間　毎週月　～　金曜日
午前9時　～　午後5時
休　　館　土　・　日　・　祝日

訪問販売と同様、訪問購入（貴金属などの買い取り）もクーリング・オフができるようになります

近年、高齢者等の自宅を訪ね、貴金属等を強引に買い取るといった消費者トラブルが急増しています。大津市においても、事例のような相談が一昨年度から増えています。

こうしたトラブルを未然に防ぐため、「訪問購入（押し買い）」を新たな取引類型として追加し規制対象とした特定商取引法の改正が、平成24年８月10日に成立し、22日に公布されました。改正法は公布後半年以内に施行することとなっています。

訪問購入の規制対象となる物品は、貴金属だけでなく、原則すべての物品が対象となります。また、一定期間内であれば売主（消費者）がクーリング・オフ（※）できるようになるほか、クーリング・オフ期間内は物品の引渡しを拒絶することができるようになります。

施行日並びに改正法で規制の適用除外となる物品及び適用除外の対象となる取引態様などについては、政令で定められ次第お知らせします。

※クーリング・オフ：無条件解約

＜相談事例１＞

女性から「古着の買い取りをしている。買い取るものないですか」と電話がかかった。「あります」と答えると、しばらくして男性が訪問してきた。10枚ほどの着物を出して見てもらったら「この中で2枚は3千円で買い取ることができるが、他は無料引き取りならできる」と言われすべて渡した。その後「貴金属も買い取ることができます」と話が続き「売るようなものはない」と断ったら、「鑑定だけでもしましょう」と言われ見てもらうだけのつもりが、強引に「３点を１万円で買い取る」と言われ、怖くて断れなかった。買い取り価格が妥当かどうかも分からない。

（85歳　女性）

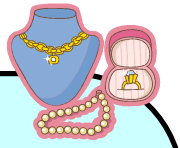

＜相談事例２＞

１週間前、郵便受けに貴金属の買い取りのチラシが入っていた。「貴金属を買い取っている」と若い男性が訪問。「ない」と断ったが、「ネックレスや指輪などあるでしょう」と強引に言われ、仕方なくネックレスを数点出した。全部で3万5千円と言われお金を受け取った。その時に「住所、氏名、年齢が分かるものを見せてほしい」と言われ、健康保険証を見せたら、手帳に私の個人情報を書き写していた。買い取りの明細など何ももらっていないので業者の連絡先も分からず、個人情報が悪用されないか心配。

（68歳　女性）

＜相談事例３＞

担当している地域で「貴金属を買い取る、売ってくれ」という業者が何度も訪問してきて困っているという相談が入った。

（地域包括支援センター職員）

帰宅した時、貴金属買い取り業者が祖母の指輪を強引に買い取ろうとしていたので、追い返した。　（25歳家族）

裏面へ続く

＜解説＞

・買い取ってもらうつもりがないなら、きっぱりと断りましょう。

・個人情報を求められた場合は慎重に対応しましょう。
業者は1万円以上の古物を買い受ける際に、売り主の真偽を確認することが義務づけれられています（古物営業法第15条）。このため、免許証や健康保険証の提示を求められることがありますが、個人情報の取り扱いが不安な場合は、契約は慎重に検討しましょう。

・高齢者の被害が目立ちます。ご家族や周囲の人も注意をし、高齢者の見守りをしましょう。

困ったことがあれば、消費生活センターにご相談下さい！

IHクッキングヒーターの汚れ防止シート使用に注意！

市内で、IH汚れ防止シートをIHクッキングヒーターと鍋の間に敷いて天ぷら油を加熱中、鍋の油から出火する火災が発生しました。
原因は現在調査中ですが、鍋の油を加熱したままその場を離れたこと、また天ぷら調理時に汚れ防止シートを敷いていたことが要因ではないかと考えられています。

IHクッキングヒーターと鍋の間にシートを敷くことにより、IHクッキングヒーターの温度検知機能に支障をきたし、安全機能が作動しない場合があります。
IHクッキングヒーターの取扱説明書では使用を禁止していることが多いのでよく確認し、正しく利用しましょう。
また、天ぷら油の加熱など調理中に、その場を離れることは大変危険ですからご注意ください。

悪質業者についての情報提供制度のお知らせ
～国や県に対する申出制度～

申出制度は、特定商取引法で規定している6つの取引形態（訪問販売や通信販売など）のルールに違反する悪質な事業者について、情報提供していただき、同じような被害が拡大することを防ぐために、国や都道府県に対して適正な措置を求めることができる制度です。申出を受理した国や都道府県は調査を行い、必要に応じて事業者に対して立入検査や行政処分などを行います。申出は被害を受けた消費者本人に限らず、誰でも行うことができます。

※申出制度は、個別のトラブルを解決する制度ではありません。また、個別の申出についての調査結果はお答えできません。

【問合せ先】（財）日本産業協会相談室（月～金曜　午前10時～午後5時）
電話：(03)3256-3344